

令和6年6月20日
庶務課

江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

1 江東区奨学資金貸付金について

生計上の理由で高等学校等への就学が困難な江東区在住の生徒に対し、奨学資金を貸し付けるもので、昭和33年度発足以来、令和5年度までの貸付実績は、貸付人数 3,733人、貸付総額 1,831,897千円で、令和6年3月末現在の滞納件数は 57件、滞納金額は 15,317千円となっている。

2 弁護士事務所への委託について

平成27年4月1日に施行された江東区私債権の管理に関する条例に基づき、滞納案件について適切な処理を実施するため、強制執行等を含めた回収業務及び滞納整理業務について、専門性のある弁護士事務所への委託を実施した。

(1) 委託実績（令和6年3月末現在）

平成27年度から令和5年度までの委託実績、進捗状況は以下のとおりである。

委託件数計 267件

① 回収案件 210件

[完納：160件、分納合意：50件]

② 未回収案件 57件

[債権放棄：35件、その他継続案件：22件]

3 返還請求に関する民事訴訟の提起について

(1) 訴訟提起予定債権一覧（2件）

対象：督促・催告が届いているが連絡の無いもの

(単位：円)

	借受人の 状況等	連帯保証人の 状況等	貸付金額	訴訟物の 価額	貸付開始日	貸付終了日	返還開始日	最終納付日
1	生存	生存	1,108,000	658,000	H25.4.1	H28.3.31	H28.10.31	R2.10.5
2	生存	死亡	1,108,000	1,108,000	H28.4.1	H31.3.31	R1.10.31	—
			2,216,000	1,766,000				

（２）訴訟提起により見込まれる効果

- ① 時効の完成猶予・更新の効果を有する。
- ② 訴訟の提起が契機となり、借受人等との協議が進めば、和解や債務免除等へ至ることが可能となる。

（３）今後の流れ

- ・ 訴状作成、訴え提起、訴状送達
- ・ 口頭弁論（訴状送達時に期日を指定。通常指定日は約 1 か月後）
- ・ 判決言渡（債務名義取得）